

(様式 1)

桐生市市民の意見提出手続募集要項

件名	第 2 次桐生市再犯防止推進計画（案）
意見募集の趣旨	<p>日本国内における刑法犯認知件数は減少している一方で、そのうち再犯者の比率は上昇しています。</p> <p>この状況を踏まえ、平成 28 年に『再犯の防止等の推進に関する法律』が成立・施行されました。この法律に基づき国及び地方自治体において再犯防止推進計画の策定が努力義務となり、桐生市においても、令和 5 年 3 月に桐生市再犯防止推進計画を策定いたしました。</p> <p>令和 5 年度に国の第二次再犯防止推進計画、令和 6 年度に第 2 次群馬県再犯防止推進計画が策定されたことを踏まえ、第 2 次桐生市再犯防止推進計画の策定を進めるなかで、市民の意見を反映することにより、より良い計画内容とするため意見募集を実施するものです。</p>
意見を提出できる人	<ol style="list-style-type: none">1 市内に住所を有する個人2 市内に事務所又は事業所を有する個人、法人、その他の団体3 市内の事務所又は事業所に勤務する人4 市内の学校に在学する人5 この手続に利害関係を有する個人、法人、その他の団体
意見の募集期間	令和 7 年 1 月 27 日（月）～ 2 月 27 日（木）
意見の提出方法	<p>住所、氏名、電話番号を記載の上、次のいずれかの方法で提出してください（「5 この手続に利害関係を有する個人、法人、その他の団体」は、その関係を簡潔に記載してください）。意見提出にあたっては、極力、案のどの部分に対しての意見かを明記してください（案全般に係る意見の場合はこの限りではありません。）。なお、決められた書式はありません。</p> <ol style="list-style-type: none">(1) 直接提出・・・桐生市役所 1 階福祉課へ提出してください（土・日曜日、祝日を除く午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで）。(2) 郵送・・・〒376-8501 桐生市役所福祉課あて送付してください。(3) ファクシミリ・・・0277-45-2940 へ送信してください。(4) 電子メール・・・fukushi@city.kiryu.lg.jp へ送信してください。 <p>※電話や窓口での口頭による御意見は受け付けません。</p>
参考資料	特になし
担当	保健福祉部福祉課社会福祉係 電話 0277-44-8239（直通）
備考	<ul style="list-style-type: none">・結果の公表にあたっては、提出していただいた御意見を要約したものを公表することがあります。また、提出していただいた人の氏名等の個人情報公表はしません。・個人情報の取扱いについては、桐生市個人情報の保護に関する法律施行条例に基づき適正に管理します。・提出していただいた御意見に対しての個別回答はいたしません。

